

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人敬仁会が行う制限付一般競争入札に参加しようとする者が、熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにしたものである。

1. 制限付一般競争入札に付する事項

敬仁会館大規模修繕等事業

工事概要：非常用自家発電設備整備工事

2. 入札参加条件

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 令和2年度鳥取県競争入札参加資格を有し、「電気工事」区分で「A」等級に格付され、県内に本支店を有する業者であること。
- (3) 本件調達のお知らせ日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3. 入札手続等

(1) 入札の手続に関する問合せ先

〒682-0023鳥取県倉吉市山根55番地

社会福祉法人敬仁会 本部総務課 岡本

電話 0858-26-3864

電子メール honbu@med-wel.jp

(2) 工事の内容に関する問合せ先

3の(1)に同じ

(3) 入札説明書等の交付方法

社会福祉法人敬仁会 ホームページ (<https://www.med-wel.jp/keijin/>) から入手すること。

(4) 郵便等による入札

郵送等による入札とする

(5) 入札の日時及び場所

日 時 令和2年11月27日（金）17時 必着

場 所 鳥取県倉吉市山根55番地

倉吉病院1階会議室 電話：0858-26-3864

(6) 開札の日時及び場所

日 時 令和2年11月30日（月）10時30分

場 所 鳥取県倉吉市山根55番地

倉吉病院 1 階会議室 電話：0858-26-3864

立 会 理事 2 名 評議員 1 名 監事 1 名 県職員 1 名

※入札者の立会は不可

4. 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（別紙 2）を作成し、電子メールにより 3 の（1）の場所に令和 2 年 11 月 20 日（金）正午までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

4 の（1）の質問に対する回答については、令和 2 年 11 月 24 日（火）17 時までに、ホームページによりまとめて閲覧に供する。

5. 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、入札参加希望票（別紙 1）と入札資格に適合することを証明する書類（以下、入札参加書類という。）を作成の上、3 の（1）の場所に令和 2 年 11 月 20 日（金）正午までに提出しなければならない。

なお、期限までに入札参加書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 入札者は、入札参加書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札参加書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 入札条件

(1) 入札は、紙入札による。（郵送による入札とする）

(2) 郵便は一般書留又は簡易書留郵便（親展と明記すること）により、3 の（1）の場所に送付すること。

(3) 入札者は、仕様書・その他添付書類等熟知の上で総額をもって入札すること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書は社会福祉法人 敬仁会が定める様式【様式 1】により作成し、封書（封書作成にあたっては【別紙】参照）にして郵送すること。

入札書には、契約締結権限を有する本社（支店等）の所在地、商号（支店名等）、代表者（支店長等）氏名を記載し、代表者（支店長等）印を押印【法務局登録印でなくても良い】すること。なお、押印にあたっては代表者（支店長等）の個人印は認めないものとする。

入札封筒には入札名称、宛名及び会社名（会社名印刷済の封筒使用可）を記入のこと。

- (5) 提出した入札書は、いかなる理由があっても引換、変更及び取り消しはできない。
- (6) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正、挿入をしたときには、当該抹消、訂正箇所には押印しなければならない。但し、入札金額はこれを改めることはできない。
- (7) 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
- ① 入札書到着期限までに入札場所に到着しなかったもの
 - ② 公告に示した入札参加資格のない者のした入札
 - ③ 入札書に記名捺印がないもの
 - ④ 入札書中の記入が判読できないもの
 - ⑤ その他指定した事項に違反したもの
- (8) 入札は3回行なうこととする。1回目で落札者が無い場合は、再入札を行う。再入札においても落札しないときは、再々入札を行なう。再々入札を以ってしても落札者がいない時は、最低価格入札者と協議に入ることとする。
「入札書」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。また、第2回目以降の入札書の送付が無い場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、2通以上提出した入札として無効とする。
- (9) 入札結果について、入札結果は、開札当日の午後3時までに敬仁会ホームページに掲載する。
(ファックスでの結果送信は行わない。)
- (10) 同額入札の場合の「くじ」について、当日「くじ」を引く従来の方法を改め、入札書を郵送する際に、あらかじめ3回分の入札書に同じ「くじ番号」を記入し、敬仁会が定める別表【別表1】のとおり、落札者等を決定する方法とする。結果は入札結果公表と同時に「くじ対象の会社名」「くじ番号」「書留お問い合わせ番号」「抽選結果」を敬仁会ホームページで公表する。
- (11) 落札者は、落札後遅滞なく内訳書を提出し、発注者の指示する期限内に売買契約書及び必要な書類を提出すること。
- (12) 落札者の決定は、発注者があらかじめ設定した予定価格から最低制限価格の範囲内で、最低の価格で入札した者とする。なお、同一価格の入札が複数あった場合は、即時くじ引きにより落札業者を決定する。
- (13) 本入札においては、最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を提出した者、及び再度入札において、前回の最低入札価格以上の入札金額を提出した者は失格とし、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (14) 当該入札の予定価格及び最低制限価格は公表しないものとする。
- (15) 入札後、仕様書・説明事項の内容の不明確を理由として異議を申し立てる事はできない。

7. 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除

8. 代金支払

- (1) 支払回数 契約時：請負代金額の20% 完成時：請負代金額の80%
- (2) 支払時期 請求書発行月の翌月末日までに現金にて支払うこととする。

9. その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税業者である場合には、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。

(2) 当工事は補助対象工事であり、鳥取県産業振興条例により下請業者についても県内業者の活用を求められているため、下請業者は県内業者を選定すること。

※「事業者」とは、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。

※価格が安価であることは、県外業者選定の理由になりませんので注意すること。

※やむなく県外業者を使用する場合は、理由を明確にすること。

【別紙】

「入札書封筒」

1. 封筒の表及び裏は以下の通りとする。

- ①既成の社名入り封筒に手書きでも可。社名入り封筒が無い場合、白封筒に手書きでも可（社名はスタンプでも可）。
- ②封筒裏の割印は会社印を押印（入札書類の押印分）すること。
- ③封筒は縦書きでも可。
- ④封筒の大きさは、長形4号または長形3号。若しくは、それに類する大きさのもの。
- ⑤「第1回」、「第2回」、「第3回」と回数数を明記し、提出すること。なお、第2回目以降の入札書の送付が無い場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数数が記載されていない場合は、1案件に対し、2通以上提出した入札として無効とする。

【表】

| |
|--------------------------|
| 第1回 |
| 入札名「敬仁会館大規模修繕等事業」 |
| 入札書 会社名 |
| 社会福祉法人 敬仁会 理事長 藤井一博 様 |

【裏】

| | |
|-----|-----|
| 割 印 | 割 印 |
|-----|-----|